

共用試験実施機関の指定に関する意見

令和5年12月25日

医道審議会歯科医師分科会歯学生共用試験部会

歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和5年厚生労働省令第138号。以下「共用試験省令」という。）第2条第1項の規定により、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）を同項に規定する共用試験実施機関として指定して差し支えない。

ただし、共用試験省令第4条第1項の規定により、指定には、下記の条件を付すことが適当であると考える。

記

- ・今後のOSCEの在り方や大学への支援方策の検討に資するよう、大学における評価者・模擬患者・資器材の確保に係る課題を含め、共用試験の実施状況等の詳細な把握に努めること。
- ・OSCEの評価を機構によって認定された者（以下「認定評価者」という。）が担当することについては、認定評価者の養成講習会のオンライン化を推進する、認定の更新手続を評価者の経験を考慮した簡易なものとするなど、評価者の負担軽減に向けて取り組むこと。機構が派遣する外部評価者の決定に当たっては、当該外部評価者が所属する大学との事前の調整を行うこと。
- ・OSCEの医療面接模擬患者を機構によって認定された者が担当することについては、未認定の者であっても一定の条件を満たす場合は担当することを可能とするなど、柔軟な運用とすること。模擬患者の養成講習会のオンライン化を推進する、認定の更新手続を模擬患者の経験を考慮した簡易なものとするなど、模擬患者の負担軽減に向けて取り組むこと。
- ・共用試験の実施に当たっては、共用試験に携わる大学の教職員を始めとする試験関係者の負担が過重なものにならないよう配慮すること。